

米沢市立三沢西部小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定
平成28年4月一部改定
平成30年3月一部改定
令和2年6月一部改定
令和3年5月一部改定

1 はじめに

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する正しい認識を全教職員で共有する。いじめはどの学校にも、どの学級にも起こりうるという認識を基本に据え、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえる。全ての児童の尊厳を守ることを目的に、家庭、地域住民、市教育委員会をはじめ関係諸機関及び関係者と連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に組織的に全力をもって取り組むものとする。

2 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法（平成29年3月14日改定）第2条】

<いじめの定義の確認> 「山形県いじめ防止基本方針」より（平成29年11月改定）

- ① けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。
- ② 好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただし、いじめという言葉を使わずに、柔軟に対応することも可能。

<いじめの解消の判断>（少なくとも、次の①と②の要件を満たす必要がある。）

- ① 「いじめに係る行為が止んでいること」
被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月以上）。
- ② 「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

(2) いじめの態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）で誹謗中傷や嫌なことをする。
- ⑨ その他

※ いじめには多様な態様があることに鑑み、判断にあたり「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

(3) 関係者の責務と役割（「米沢市いじめ防止基本方針」より）

<学校および教職員の責務>

- ① 学校は、学校いじめ防止基本方針を策定し、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に組織的に取り組む。
- ② いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すとともに、早期解消のため、組織的に適切かつ迅速に対処する。
- ③ 職員は、いじめ問題に対して次のような基本認識を持つ。
 - ア 「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こりうる」との共通認識を持つ。
 - イ いじめの定義の共通認識をしっかりとしておく。
 - ※ 当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
 - ウ いじめの態様についての共通認識をしっかりとしておく。
 - エ 担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。

<保護者の責務>

- ① 子の教育について第一義的責任を有し、子に規範意識を養うよう努める。
- ② 子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。
- ③ 子がいじめの加害者となったときは、いじめ行為を行わないよう指導する。
- ④ 学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

<地域社会の責務>

- ① 地域ぐるみで児童生徒を見守り、健やかに成長できる環境づくりに努める。
- ② いじめを発見した場合には、学校、関係機関等に速やかに通報するよう努める。
- ③ 学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

3 いじめ防止のための取組（※年間指導計画は別葉）

(1) 教職員による取組

①職員会議・校内研修の開催

- ・ いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，共通理解を図る。
- ・ 教職員の言動が児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方を常に，相互にチェックする。

②全校集会・学級活動での指導

- ・ 校長や教職員が日常的にいじめの問題について語り，「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成していく。

③掲示物・学校だよりの活用

- ・ 児童と教職員がいじめとは何かについて認識を共有し，常に確認していく。

④心通う集団づくり（学級経営）

- ・ アンケートとアセス等で児童の実態を把握して学級経営を進めるとともに，すべての教育活動の計画時に「心通う集団づくりの手立て」を明文化し実践する。

⑤一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくり

- ・ 児童一人ひとりが成就感と充実感をもたせるとともに，授業についていけない児童をつくらず，焦りや劣等感などでストレスがかからないようにする。

⑥道徳教育・人権教育の充実

- ・ 本校の道徳教育全体計画に道徳教育重点目標を設定し重点内容項目を焦点化する。
- ・ 「いのちの学習会」を毎年開催し，人権感覚を高め人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

⑦発達障がいのある児童等への対応

- ・ 発達障がいのある児童，海外から帰国した児童や外国人児童，性同一性障害や性的志向・性自認にかかる児童，東日本大震災による被災または避難児童等について，児童の特性や困り感等について研修し，適切な指導及び必要な支援に努めるとともに，いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(2) 児童に力をつける取組

<培う力>

- ①他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- ②自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重する態度
- ③児童が他者と円滑なコミュニケーションを図る能力
 - ・ 自他の意見に相違があっても，互いを認め合いながら調整し，解決していく力
 - ・ 自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動する力
- ④ストレスに適切に対処する力
 - ・ ストレスを感じた時に運動・スポーツや読書などで発散したり，誰かに相談したりするなどの力
- ⑤自己有用感，自己肯定感

<取組>

1. 読書活動の充実
2. 学級活動の充実 (SEL：対人関係能力の育成)
 - ①自己の理解 ②セルフマネジメント ③社会や他者の理解
④対人関係スキル ⑤責任ある意思決定 の5つの能力を育む。
3. 本校で特に育成したい資質・能力「論理的に説明する力」を，カリキュラム・マネジメントにより育成する。
4. 社会参画活動の推進
 - ・ 自分の役割をきちんと果たし，他者の役に立っていることを実感できる機会。
5. 体験活動
 - ・ 主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越えるような体験の充実。

(3) 「三沢西部小いじめ防止対策委員会」の組織と役割及び機能

①組織

校長，教頭，生き方指導部長，教育相談担当，養護教諭，学級担任等

②役割

随時開催し，学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる。

③機能

- ・ 各取組の実施を主管し具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
 - i いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会(3-(1)-①)を設定する。
 - ii 学校の教育活動全体を通じ，児童に力をつける取組(3-(2))を企画運営し，児童に，いじめを自ら防止し対応する力を培う。
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急に会議を開き，いじめの情報の迅速な共有，関係児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。

(4) 児童会（ブナの会）等、児童の主体的な取組の推進

- ① 児童会による、児童自らがいじめの問題について主体的に考え、いじめの防止に取組む活動を推進する。これにより「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯だ」「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考えの誤りに気づかせる。
- ② 児童会役員だけの活動、役員の呼びかけ等だけでなく、全児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になるよう、常に教職員が支え助言する。
- ③ 「田沢っ子班活動」の充実
協力したり協調したりすることを学習し人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) 家庭・地域との連携

- ① P T A総会、学級懇談会、家庭訪問、学校（学級）だより等を通じて「いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制の構築を図る。
- ② インターネット等を使ったいじめ（ネットいじめ）に対する対策
 - ・ 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状を把握するとともに、児童にネットモラル教育を行う。
 - ・ 地区懇談会等の機会を活用し、家庭・地域とネットいじめを含めたいじめの問題について協議する機会を設け、地域と連携した対策を推進する。
- ③ 学校相互間の連携協力体制の整備
 - ・ 第三中学校や、近隣の小学校（西部小・三東小）との情報交換や交流学习を行う。

4 早期発見のための取組（※年間指導計画は別葉）

(1) 見えにくい「いじめ」を察知するための具体的な対応

- ① いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童の変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行う。
- ② 定期的な「いじめアンケート」により、短期におけるいじめを把握しながら、「子どもと語る週間」における年2回の定期的な教育相談・日常の観察により、一人ひとりの児童と直接話をして、思いをくみ取り、個別の状況把握を行う。
- ③ 児童が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。
- ④ 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、自学ノートや日記、生活カード等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。
- ⑤ アセス（年2回実施）結果の考察と対応策を考え、職員研修で共通理解を図る。
- ⑥ 「子どもを語る会」を週に一度開催し、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導について共通理解を図る。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ① 児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、定期的に体制を点検し、児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ② 相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
「三沢西部小いじめ防止対策委員会」が、いじめの相談・通報の窓口として対応していることを児童・保護者に周知する。外部相談機関についても周知する。
- ③ 教育相談で得た個人情報については対外的な取扱いの方針を明確にし適切に扱う。

- ④ 児童の相談に対し内容を過小評価することなく真摯に対応する。
- ⑤ 年2回の「子どもと語る週間」には、学級担任により教育相談を行い、児童一人ひとりの理解に努める。

(3) 家庭や地域、関係機関との連携

- ① より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が信頼関係を築き、組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ② 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。
また、必要に応じて、米沢市子ども課、児童相談所、地区民生委員、米沢警察署生活安全課少年補導専門官などの関係機関と連携して課題解決に臨む。

5 認知した「いじめ」に対する措置

(1) 素早い事実確認・報告・相談

- ① 発見した、もしくは通報を受けた場合には、速やかに管理職に報告し組織的に対応する。
- ② 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。
軽微な事案と思われても、必ず関係職員へ連絡し、継続して観察する。
- ③ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、事実の有無を確認する。速やかに、必ず管理職に報告する。
ささいな兆候と思われても、いじめの疑いが認められるものは、早い段階からの確に対応する。特に、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ④ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく米沢警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに米沢警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ① 発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめ防止対策委員会」に報告し組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

(3) 被害児童への対応及びその保護者への支援

- ① いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

- ③ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめられた児童を別室において指導する等、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ④ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

（４）加害児童及びその保護者への対応

- ① 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。
- ② いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部機関の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ④ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。又、状況に応じて出席停止制度の活用について米沢市教育委員会と協議する。

（５）集団へのはたらきかけ

- ① いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。
- ② いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。また、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(6) インターネットいじめへの対応 等

- ① インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに米沢警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ② 早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。
- ③ パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話等のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態に該当する状況

ア いじめにより、当該児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

＜「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると考えられるケース＞

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより転学を余儀なくされた場合

イ いじめにより、当該児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については年間30日を目安とする。ただし、30日に達していない場合でも、いじめが関係することが考えられ、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に対応する。

ウ 児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときには、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。児童生徒または保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性が高いことから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできないことに留意する。

エ 上記ア～ウ以外の事案について、各学校が重大事態として対処する必要があると判断したもの。

② 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。教育委員会及び学校は、当該重大事態に係る対応についての経過も同様に報告するものとする。また、当該重大事態が、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに米沢警察署に通報する。

③調査の趣旨及び調査主体

調査の主体は、学校が主体となつて行う場合と教育委員会が主体となつて行う場合が考えられるが、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

④調査を行うための組織

発生した事案が重大事態であると判断した場合は、速やかに「米沢市いじめ問題専門委員会」が調査を行う。

また、学校が調査の主体となる場合、既存のいじめの防止等の対策のための組織等を母体として、適切な専門家を加えて調査を実施する。

<組織の構成>

「三沢西部小学校いじめ防止対策委員会」を母体とし、米沢市教育委員会及び置賜教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。

(具体的な構成員については米沢市教育委員会の指示を仰ぐ)

○弁護士 ○精神科医 ○学識経験者

○心理や福祉の専門家等の専門的知識と経験を有する者

※いずれの構成員も当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)とする。

⑤事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、だれから行われ、どのような内容であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にし、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

(2) 調査結果の提供および報告

①いじめを受けた児童生徒、その保護者に対する適切な情報提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになつた事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供にあたっては、適時・適切な方法で経過報告を行う。

②調査結果の報告

調査結果は教育委員会を通じて市長に報告する。また、調査の報告にあたっては、可能な限り、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するものとなるよう配慮する。

(3) 校内の連絡・報告体制

校内における連絡・報告体制は、別紙「学校緊急対応マニュアル」による。

(4) 外部機関との連携

重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ米沢市教育委員会、米沢警察署、児童相談所、置賜教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

7 教育相談体制・生徒指導体制

- (1) 教育相談体制と活動計画 (※具体的な計画は「学校経営概要」による)
- ・「心のアンケート」の実施，それを受けた「児童と語る会」を通し，児童の心の声を拾いあげ，いじめの問題の未然防止，早期発見，早期対応に努める。
 - ・ 担任，教育相談担当，養護教諭等の連携により，教育相談体制を機能させる。
- (2) 生徒指導体制と活動計画
- ・ 児童にとって実感のともなう活動ができるよう，どの活動においても価値付けを行い指導する。
 - ・ 指導方針の共有，組織的指導を常に意識して指導，支援にあたる。
※ 具体的な計画は「学校経営概要」による

8 学校評価

- (1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方
- ・ 学校評価において，その目的を踏まえて，いじめの問題を取り扱う。この際，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，問題を隠さず，いじめの実態把握や対応が促されるよう，児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や，目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。また，評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。
- (2) 学校基本方針に対する保護者，地域住民，関係機関等の参画・地域や家庭との連携
- ・ P T A総会や授業参観全体会，学校だより等において，学校いじめ防止基本方針やその取組，学校評価の結果等についてお知らせし，いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに，家庭や地域との緊密な連携協力を図る。
 - ・ 学校評議員会において，基本方針と学校の状況をお知らせし，ご意見をいただく。
 - ・ いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき，常に組織的な対応による，いじめの問題の未然防止，早期発見，早期対応の取組を徹底し，その都度取組状況を児童の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。
 - ・ 学期末の職員会議において，いじめの問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし，全教職員で共通理解を図る。

9 その他

- (1) 校務の効率化 (「働き方改革」の視点から)
- ・ 教職員が児童と向き合い，いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため，一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し，組織的体制を整えるなど，校務の効率化を図る。
- (2) いじめの悩みを相談できる外部機関
- ・ 24時間子供SOSダイヤル 023-654-8383
 - ・ 教育相談ダイヤル 023-654-8181
 - ・ ふれあいホットライン 023-630-2876
 - ・ 米沢市適応指導教室 0238-21-7830
- (3) 本校のいじめ防止基本方針の策定にあたっては，以下の基本方針を参考にした。
- ①いじめ防止対策推進法 (H29・3・14改定)
 - ②山形県いじめ防止基本方針 (H29・11月改定)
 - ③米沢市いじめ防止基本方針 (H30・5月改定)

<別表>

いじめ予防・早期発見のための年間指導計画

	教職員の活動	児童の活動	保護者・地区への活動
4月	○いじめ防止基本方針について検討・いじめ対策に関わる共通理解【職員会議】 ○児童に関する情報交換【子どもを語る会】	○集会での「思いやり宣言」 【年間を通しての活動】 ○校外児童会 ○田沢っ子班ゲーム集会 【年間を通しての活動】	○いじめ対策についての説明と啓発 【PTA 総会, 学級 PTA】
5月	○児童に関する情報交換【子どもを語る会】 ○インターネット状況調査	○前期児童会総会 ○あいさつ運動	○保護者との情報交換【家庭訪問】
6月	○いじめアンケート① ○アセス検査① ○「子どもと語る週間」 ○児童に関する情報交換【子どもを語る会】		○学校評価のお願い, いじめ早期発見チェックリスト配布
7月	○アセス検査①といじめアンケート①結果からの考察と対応策の共有【検討会】 ○児童に関する情報交換【子どもを語る会】 ○教職員1学期いじめ対策評価・改善【1学期総括職員会議】	○人権教室 ○「いのちの学習会」	○いじめ対策についての説明と啓発 【保護者教育活動説明会・第1回学校評議員会】 ○保護者との情報交換
8月	○生徒指導に関する研修会 ○児童に関する情報交換【子どもを語る会】		○いじめ対策についての説明と啓発【地区懇談会】
9月	○児童に関する情報交換【子どもを語る会】		
10月	○児童に関する情報交換【子どもを語る会】	○感謝の会	
11月	○いじめアンケート② ○アセス検査② ○アセス検査②といじめアンケート②結果からの考察と対応策の共有【検討会】 ○「子どもと語る週間」 ○児童に関する情報交換【子どもを語る会】		○保護者との情報交換【学級 PTA】
12月	○児童に関する情報交換【子どもを語る会】 ○教職員2学期いじめ対策評価・改善【2学期総括職員会議】	○田沢っ子集会	○いじめ対策学校評価実施 ○保護者との情報交換【個人面談】
1月	○児童に関する情報交換【子どもを語る会】	○校外児童会	
2月	○児童に関する情報交換【子どもを語る会】	○後期児童会総会	○いじめ対策学校評価の考察と対応の説明 【保護者教育活動説明会・第2回学校評議員会】 ○保護者との情報交換
3月	○児童に関する情報交換【子どもを語る会】 ○教職員いじめ対策年間総括・評価・改善【総括職員会議】	○卒業を祝う会	